

クルーズ船のホテルとしての活用に係るガイドライン Ver1.0

令和元年 10 月

国土交通省港湾局産業港湾課

序	本ガイドラインの目的と構成	1
	（１）本ガイドラインの目的	1
	（２）本ガイドラインの構成	1
1.	ホテルシップとは	2
	（１）ホテルシップの概要	2
	（２）クルーズ事業との相違点	2
	（３）ホテルシップ事業の実施形態	3
	（４）ホテルシップ事業実施の流れ	4
2.	ホテルシップ事業実施に係る法令についての基礎的な確認事項	6
2. 1	ホテルシップ利用客に提供するサービスを行う者に関する法令	6
	（１）クルーズ船の乗員	6
	（２）乗員以外に日本国内で雇用するホテルシップ従業員	7
2. 2	ホテルシップ利用客等に提供する食品・物品等に関する法令	7
	（１）クルーズ船が海外から積載してきた食品・物品等の提供	7
	（２）日本において調達する食品・物品等の提供	8
2. 3	ホテルシップ利用客に提供するサービスに関する法令	8
	（１）宿泊サービスの提供	8
	（２）飲食の提供	8
	（３）深夜の酒類提供	9
	（４）食品・物品の販売	9
	（５）風呂・プールの提供	10
	（６）クリーニングサービスの提供	10
	（７）理容、美容サービスの提供	11
	（８）シアター・ラウンジでの興行サービスの提供	11
	（９）託児所サービス	11
	（１０）カジノ営業	12
	（１１）ホテルシップ利用客等に対するサービスに係る消費税について	12
2. 4	安全・保安に係る法令	12
	（１）火災等に対する安全に関する事項	12
	（２）保安に関する事項	13
	（３）災害発生に備えた対応	14
2. 5	廃棄物に係る法令	14
	（１）排水	14
	（２）排気ガス	14
	（３）その他廃棄物	14
2. 6	船舶の長期係留・占領に係る法令	15
	（１）船舶の長期係留に伴う手続き	15
	（２）船舶の水域占用に係る手続き	15
2. 7	ホテルシップ利用客等の船舶への出入に係る法令	15

2. 8	各法令の問い合わせ先	17
3.	ホテルシップに係留するふ頭における基礎的な確認事項	19
3. 1	ホテルシップに係留するふ頭で必要となる施設	19
3. 1. 1	ホテルシップ運営に係るターミナル施設	19
	(1) ホテルシップ利用客の乗船・下船時の諸手続きのイメージ	19
	(2) 各手続きの具体的内容と必要施設の例	20
	(3) チェックイン・チェックアウトに係る必要なスペース	21
3. 1. 2	最寄り駅やイベント会場等へのアクセス手段の確保	22
	(1) 必要なアクセス手段	22
	(2) 必要なアクセス手段に係る施設・設備	23
3. 1. 3	給水に係る施設	28
	(1) 給水の運営	28
	(2) 給水に係る施設について	28
	(3) 給水施設の新設における留意点	29
3. 1. 4	廃棄物の処理等	30
	(1) 一般・産業廃棄物の処理	30
	(2) 汚水処理	31
	(3) 停泊時の排煙への対策（参考）	32
	(4) 騒音への配慮	33
3. 1. 5	保安	34
	(1) 港湾施設における保安措置	34
	(2) ホテルシップ実施時の港湾施設における保安措置	34
	(3) 不法行為の未然防止のための本人確認等の徹底	35
3. 1. 6	非常時の対応	36
	(1) 地震、津波、台風等による大規模な災害発生に備えた対応	36
	(2) 火災や事故、病人等の発生時への対応	37
3. 2	ホテルシップ運営に係る調整	38
	(1) 入出港・係留に係る調整	38
	(2) ターミナル施設設置に係る調整	39

## 序 本ガイドラインの目的と構成

### (1) 本ガイドラインの目的

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の期間中には、オリンピックで800万人、パラリンピックで240万人にのぼる多数の選手・大会関係者や観客が首都圏を訪れることが見込まれている。このような一時的に増加する宿泊需要への対応策の一つとして、クルーズ船を宿泊施設として活用するべく、政府は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係省庁等連絡会議」の下に、「クルーズ船のホテルとしての活用に関する分科会（ワーキンググループ）」を設置し、関係省庁、地方自治体、クルーズ船業界、旅行業界と意見交換を行いながら必要な環境整備について検討を行ってきた。

本ガイドラインは当該分科会の検討成果をもとに、「クルーズ船を一定期間にわたりホテルとして活用すること」を“ホテルシップ”と定義し、ホテルシップ事業を実施する事業者や受け入れ側の関係者等に向けて、ホテルシップを実施する上で必要となる各種法令に基づいた手続きや施設等に関する基礎的な確認事項を整理することで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のみならず、今後の全国で開催されるMICEや国際大会等の大規模イベント時の宿泊需要への対応策としてホテルシップが活用されることを目的とするものである。

なお、今後、ホテルシップ事業の実施において生じた疑義や提案等については、関係省庁や事務局（国土交通省港湾局産業港湾課）に適宜相談できるものとし、これらの過程で得られた知見等については、必要に応じて本ガイドラインを改訂していくなど、絶えず内容の更新及び充実を図るものとする。

### (2) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、以下に示す構成となっている。

#### 1. ホテルシップとは

ホテルシップ事業の概要について説明する。

#### 2. ホテルシップ事業実施に係る法令についての基礎的な確認事項

ホテルシップ事業実施に際して、確認が必要となる法令等を整理し、必要な手続きや留意事項等について説明する。

#### 3. ホテルシップに係留するふ頭における基礎的な確認事項

ホテルシップ事業実施に際して、ホテルシップに係留するふ頭において必要な対応等について説明する。

#### 【本ガイドラインで使用する用語の定義】

クルーズ船	: 船旅に必要な宿泊施設やその他レストラン、バー、プールなどの設備を備えた客船
クルーズ事業	: クルーズ船を、旅客の船旅に供する事業
ホテルシップ事業	: クルーズ船を、輸送を伴わない宿泊サービスを主体としたサービスに供する事業

# 1. ホテルシップとは

## (1) ホテルシップの概要

クルーズ船は、乗客に船旅を提供するための旅客船である。長期間の船旅を楽しめるよう、宿泊設備に加え、レストランやバー、プールなどの設備を備えているものがある。ホテルシップは、こうしたクルーズ船の設備を活かし、一か所の岸壁に一定期間係留させ、ホテルとして活用するものである。クルーズ船を、旅客の輸送を伴わず、宿泊サービスを主体としたサービスに供する場合は「ホテルシップ」に該当する。

クルーズ船の定員は100人程度のものから数千人程度のものまであり、大規模イベント時のイベント開催地域への一時的な宿泊需要への対応に効果的であるほか、イベントのシンボルとしての機能も期待される。

## (2) クルーズ事業との相違点

通常のクルーズ事業を実施する場合、クルーズ船は下表に示すような旅客船運航に関わる各種法的規制を遵守した形で運航されている。

クルーズ船は日本船舶（日本籍船）と外国船舶（外国籍船）がある。船籍を問わず、国際条約・国際基準等を遵守する必要がある、これらの国際条約等が条約締結国において国内法化された法令を主として、日本船舶については旅客船運航及び各種サービス提供等の行為（宿泊、飲食、物販、カジノ、その他）に関わる日本の法令、外国船舶については旅客船運航及び各種サービス提供等の行為に関わる各船籍国の法令に基づき、船舶の構造、各種設備の設置、乗組員の配乗等がなされている。また、公海上では原則として各船籍国の法令のみが適用されているが、沿岸国の領海や港湾等の内水においては、これに加えて、沿岸国の関連法令も一部適用される。

表 クルーズ船の旅客船運航に関わる各種規制の例

【日本船舶・外国船舶】 国際条約・国際基準・国際的管理	海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）	・国際安全管理コード（ISM Code） -ISMコードに則った安全管理システム（SMS） -安全管理証書（SMC） ・船舶・港湾施設保安国際コード（ISPS Code）
	海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）	
	海上労働条約（MLC 条約）	
	国連海洋法条約（UNCLOS）	
【日本船舶】	海上運送法	
	船舶法	
	船員法	
	船舶安全法	
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	
	船舶油濁損害賠償保障法	
	国際船舶・港湾保安法	
海上衝突予防法、港則法、海上交通安全法		
【外国船舶】 ※（）内は、我が国の領海等で適用される我が国の法令	各船籍国の法令	
	（船員法、船舶安全法）	
	（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）	
	（船舶油濁損害賠償防止法）	
	（国際船舶・港湾保安法）	
（海上衝突予防法、港則法、海上交通安全法）		

外国籍のクルーズ船は、我が国の領海又は内水におけるホテルシップ事業実施時には、上記の通常のクルーズ事業実施時における船籍国法令及び我が国の適用ある法令に従うこととなる。すなわち、クルーズ船において主として提供するサービスは旅客船運航ではなく宿泊サービスであることから、宿泊サービス関連の我が国法令への対応が求められる場合がある。

また、クルーズ船を岸壁に一定期間係留することとなるため、排水や二次交通等のインフラ、さらには、荒天時の避難や火災等への対応等、ホテルシップ事業を実施するクルーズ船には通常のクルーズ事業と異なる対応が求められる場合がある。

(ホテルシップ事業における関連法や手続き・確認事項の詳細は第2章、第3章を参照)

### (3) ホテルシップ事業の実施形態

通常のクルーズ事業の形態は、自主クルーズとチャータークルーズに大きく分けられる。

自主クルーズは船社自身がクルーズ商品を企画、販売する形態である。ただし、販売は旅行会社に委託する場合がある。チャータークルーズは、チャーターラーが船社からクルーズ船を一定期間チャーターして、クルーズ商品を企画、販売する形態である。船社は契約に基づいてクルーズ船の運航や、諸々の船上サービスを提供する。また、旅行会社による一般公募型のクルーズ、自治体の市民クルーズや企業企画のクルーズ等、チャータークルーズをチャーターラーに業務委託するオーガナイザーが存在する場合もある。

ホテルシップ事業においても同様に、船社自らの運営や、チャーターラー及びオーガナイザーによる運営が想定される。また、インセンティブ旅行（報酬旅行・招待旅行）型のホテルシップ利用客から宿泊料等を受けずに実施するホテルシップ事業も考えられる。

ホテルシップ事業においては、特定の港湾に一定期間滞在し、サービスを提供することから、クルーズ船社、チャーターラー等、そして、港湾管理者等の三者による主体的な取組みと協力が必要となる。

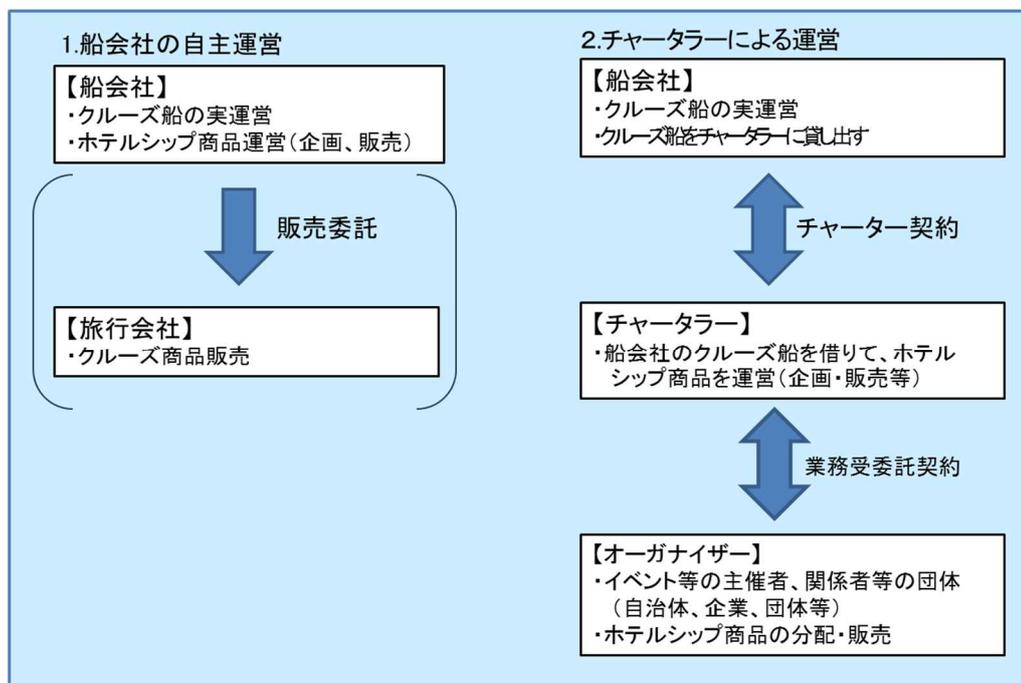


図 「船会社」、「チャーターラー」、「オーガナイザー」の関係のイメージ

#### (4) ホテルシップ事業実施の流れ

外航クルーズ船でのホテルシップ事業実施時は、「2.2 ホテルシップ利用客に提供するサービスに用いる食料・物品に関する法令」における関税法の取り扱いから、通常のクルーズ事業としての乗客とホテルシップ事業における利用客を分別する必要がある。よって基本的には、通常のクルーズ船として入港した際に全ての乗客を完全下船させ、ホテルシップ期間中にはホテルシップ利用客のみを乗船させることが想定される。その場合、以下の①～③及び次図に示すような流れでホテルシップを実施し、クルーズ船として再度出港していく。ホテルシップ利用客の流れとしては②のケースとなる。

- ① 乗客が客船で入港し、寄港地で完全下船  
→ I. 通常のクルーズ事業(入港)の下船客
- ② 客船が寄港地に停泊中に、乗船して宿泊し、出港前に下船する者  
→ II. ホテルシップ利用客
- ③ ホテルシップ利用客は完全下船し、乗客が寄港地で新たに乗船し、出港  
→ III. 通常のクルーズ事業(出港)の乗船客

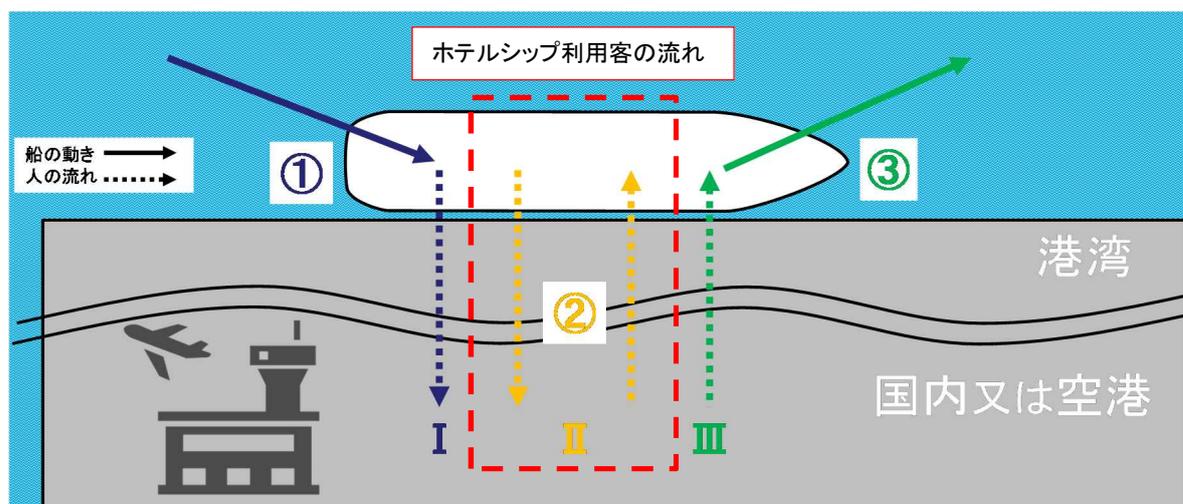


図 通常のクルーズ事業の乗客及びホテルシップ利用客の乗下船の流れ

クルーズ船が、通常のクルーズ事業を終え、ホテルシップ事業に移行する過程、およびホテルシップ事業終了後、再度通常のクルーズ事業に戻るまでの一連の過程のイメージを整理すると下図に示すとおりである。なお、各行政手続きに要する日数はさまざまであることから、その期間や準備内容について、事前に関係者と十分に調整を行う必要がある。

事業	ホテルシップとしてのチャーター期間				III. 通常のクルーズ事業(出港)
	I. 通常のクルーズ事業(入港)	ホテルシップ開業準備	II. ホテルシップ事業	ホテルシップ閉店作業	
本船の動き	航海	入港・接岸	岸壁に停泊		離岸・出港 航海
乗客の動き	クルーズ船 旅客利用	クルーズ客は 全員下船	ホテルシップ利用客の乗下船		クルーズ客が 乗船
クルーズ船社の 業務	本船の安全な運航、入出港手続き				
	クルーズ船運航に関わる条約・法律・規則の順守				
	乗員の手配と諸手続き				
	乗客に対する船内での各種サービスの提供（宿泊、レストラン、ショップ、エンターテインメントなど）				
	船内のセキュリティ確保（船側保安検査）				
		チェックアウト業務			
	Baggage Claim対応				Baggageと手荷物 のセキュリティ検 査
					チェックイン業務
港湾管理者の 業務	(CIQ等の調整)	ターミナルのセキュリティ対応(港湾保安検査) 各種行政手続きの窓口			(CIQ等の調整)
船社とチャーター の間で調整 の上、どちら の責任かを決定 して行う業務			ホテルシップ利用客の チェックイン・チェックアウト手続き Baggageのチェックインや Baggage Claim業務 Baggage や手荷物のセキュリティ 検査		
船社とチャーター と港湾管 理者との間で 調整して決定 する業務		ホテルシップ事業に必要な岸壁の施設整備 環境保全対策(下水・ゴミ処理など) 係留中の火災・事故・自然災害への安全対策			
船社とチャーター の間で調整 の上、どちら の責任かを決定 して行う業務		ホテルシップ事業に求められる国内法(旅館業法等)への対 処と行政手続き			

#### ホテルシップの開業準備で行うこと

- ・行政機関(都道府県・市区の担当部署や保健所、消防署など)による本船船内設備やサービスの視察・検査や、本船の責任者へのヒアリングなど
  - ・下水を排水するためのパイプラインの接続工事など物理的な準備
  - ・ホテルオペレーションに関してチャーターと本船責任者との間での最終打ち合わせ
- ※各行政手続きについて、事前に関係者と十分に調整を行う。

#### ホテルシップ閉店作業で行うこと

- ・パイプラインの切り離しなど物理的な作業
- ・チャーターと本船責任者との間で「返船」コンディションの確認作業

図 通常のクルーズ事業とホテルシップ事業の切り替えのイメージ

## 2. ホテルシップ事業実施に係る法令についての基礎的な確認事項

ホテルシップ事業実施に確認が必要となる法令等について、2. で整理する。

なお、外国船舶で行われるホテルシップに対する我が国法令の適用等の基本的な考え方は以下の通りである。

- ① 我が国の港湾や瀬戸内海等の内水及び領海で航行・停泊・係留中の外国船舶に対する我が国国内法令上の具体的な取扱いは、2. 1以降のとおり、個々の法令ごとに判断される。各国内法令による規制の根拠については、**国連海洋法条約第21条1**（下記（参考）参照）等が挙げられる。
- ② また、前記1.（2）のとおり、当該外国船舶の船籍国の法令が適用される場合もあることに留意が必要である。

各法令に基づく手続については、クルーズ船が通年で運航していること、ホテルシップの運営形態などにより適用・不適用や手続きの内容に変更が生じる場合があることなども踏まえ、関係する行政機関と事前に調整することが必要であるとともに、自治体等の許認可権限者の判断により十分事前に法令に基づく手続を進めることが必要な場合がある。

（参考 国連海洋法条約 抜粋）

### 第21条 無害通航に係る沿岸国の法令

- 1 沿岸国は、この条約及び国際法の他の規則に従い、次の事項の全部または一部について領海における無害通航に係る法令を制定することができる。
  - (a) 航行の安全及び海上交通の規制
  - (b) 航行援助施設及び他の施設の保護
  - (c) 電線及びパイプラインの保護
  - (d) 海洋生物資源の保存
  - (e) 沿岸国の漁業に関する法令の違反の防止
  - (f) 沿岸国の環境の保全並びにその汚染の防止、軽減及び規制
  - (g) 海洋の科学的調査及び水路測量
  - (h) 沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反の防止

- 2 1に規定する法令は、外国船舶の設計、構造、乗組員の配乗又は設備については、適用しない。ただし、当該法令が一般的に受け入れられている国際的な規則又は基準を実施する場合は、この限りでない。

（略）

## 2. 1 ホテルシップ利用客に提供するサービスを行う者に関する法令

### （1）クルーズ船の乗員

クルーズ船が我が国の港湾に寄港し、当該港においてホテルシップ事業を実施する場合、日本船舶については、船員法及び船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下、船舶職員法という。）が適用される。一方、外国船舶については、船員法及び船舶職員法は基本的に適用されず、前記1.（2）のとおり船員関係の国際条約等が条約締約国において国内法令化された当該外国船舶の船籍国の法令が適用される。このため、基本的にそれぞれの法令に基づく労働関係や乗組み基準等を満たす必要がある。

なお、日本船舶においてホテルシップ期間中のみ乗船してホテルシップ等に従事する者に対しては、船員法に規定する船員に該当しないため船員法は適用されず、労働基準法等の労働関係の法律が適用される。

また、日本船舶及び外国船舶のいずれの場合でも、外国人である乗員について、クルーズ船の乗員が引き続き当該船内でホテルマンと同様の活動（客室清掃員、ポーター等）を行うことは、乗員の業務範囲内と考えられるため、ホテルシップにおいてホテルマンと同様の活動を行うことは、出入国管理及び難民認定法における国内就労にかかる在留資格の規制対象外であり、問題ない。

一方、これら外国人である乗員が、休養、買い物その他これらに類似する目的で下船（上陸）する場合は、法務省令で定める手続きにより入国審査官へ上陸許可にかかる申請が必要となる。上陸許可期間は一度の申請で最大 15 日となっている。**【出入国管理及び難民認定法第 16 条、同法施行規則第 15 条】** 15 日を超える場合は、再度同様の許可を取得することが可能である。

## （２）乗員以外に日本国内で雇用するホテルシップ従業員

クルーズ船の乗員でない外国人を、日本国内で確保し、当該クルーズ船においてホテルマン等として従事させる場合には、その活動を行うために適した在留資格を取得している必要がある。

また、外国人を雇用した場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、その者の氏名、在留資格、在留期間等を公共職業安定所（ハローワーク）に届け出なければならない。（日本船舶に係る者のみ届出が必要。）**【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 28 条】**

なお、乗員以外の日本人を雇用してホテルマン等として従事させる場合は、船員法は適用されず、労働基準法等の労働関係の法律が適用されることとなる。

## 2. 2 ホテルシップ利用客等に提供する食品・物品等に関する法令

### （１）クルーズ船が海外から積載してきた食品・物品等の提供

クルーズ船において、海外から日本へクルーズ事業時に積載して来た食品や物品等をそのまま又は調理などしてホテルシップ事業時にホテルシップ利用客へ提供する場合、その食品等は輸入することとなるため、税関への輸入申告を行い、関税及び消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の納付をし輸入許可を得る必要が生じる。**【関税法、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律】** 加えて、ホテルシップ利用客に提供する食品等（外国貨物）を積載して入港する場合、当該クルーズ船は「外国貿易船」に該当し、とん税・特別とん税も納付する必要が生じる。**【とん税法第 5 条、特別とん税法第 5 条】**

一方、クルーズ船の乗員がホテルマンとして従事する場合の日々の飲食に必要な食品等については、海外から日本へ積載して来たものを船の運航に必要な船用品として使用することが可能であり、これら外国貨物船用品については関税・消費税の課税対象外となる。ただし、乗員以外に日本国内で雇用するホテルシップ従業員は除く。船用品のみを積載して入港する場合、「外国貿易船」には該当しない。

また、クルーズ船が海外から日本へ積載して来た食品・物品等の一部を別途輸入手続きを行い、ホテルシップ利用客に提供するものの一部に利用する場合、当該クルーズ船は「外国貿易船」に該当せず、とん税・特別とん税の納付は要しない。

輸入して販売又は営業上使用する食品等（食品、食品添加物、器具、容器包装及び乳幼児用のおもちゃ）については、その安全性確保の観点から、輸入者に対して食品衛生に係る輸入届出の義務が生じる。**【食品衛生法第 27 条】** 届出は検疫所に対して行い、これを受け、検疫所の食品衛生監視員が食品衛生法に適合する食品等であるかの審査や、検査の要否の判断を行う。

そのほか、植物や畜産物等であって、当該クルーズ船から我が国の陸に持出す（陸揚げ）場合には、植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づき、植物防疫所や動物検疫所への届出と検査が必要となる。【植物防疫法第 8 条、家畜伝染病予防法第 40 条】なお、輸入禁止品や輸出国政府機関発行の検査証明書の添付のないものは、陸揚げは認められない。

## （2）日本において調達する食品・物品等の提供

一方で、食品・物品等を日本国内で調達（別途輸入したものも含む。）し、ホテルシップ事業を行なっているクルーズ船に積み込み、ホテルシップ利用客へ提供する場合は、国内消費としてみなすことから、通関手続は要しない。ただし、ホテルマンとして従事するクルーズの乗員へ提供する場合は、内国貨物船用品積込承認申請の手続きが必要となる。

ホテルシップ利用客の利用する飲料水等に使用する上水について、通常の岸壁給水設備か上水道から給水を受けることが想定される。上水道から給水を受ける場合には、特段の許可は必要ない。

なお、日本国内で調達した食品・物品等がホテルシップ事業終了までに使用されずに残った場合に、その食品・物品等をその後のクルーズ事業の船用品とするときは、通常必要と認められる範囲において内国貨物船用品積込承認申請の手続きが必要となる【関税法第 23 条】ほか、植物防疫所又は動物検疫所に届出を行う必要がある。届出を受け、植物防疫所又は動物検疫所は検査の要否の判断を行う。

## 2. 3 ホテルシップ利用客に提供するサービスに関する法令

### （1）宿泊サービスの提供

クルーズ船を含めた船舶については元来港を移動しながら貨客の運送を行うことを主目的とし、宿泊はそれに伴う付随的行為であることから、通常のクルーズ船運航時は旅館業法の適用対象となっていない。しかしながら、ホテルシップの場合、クルーズ船を一定期間係留させ、クルーズ旅客以外のみを対象とし、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業を行うことから、宿泊サービス提供の観点から、旅館業法の営業許可が必要となる。

このため、インセンティブ旅行（報酬旅行・招待旅行）のようなホテルシップ利用客から宿泊料（休憩料、寝具賃借料、寝具等のクリーニング代、光熱水道料、室内清掃料等、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるものを含む）を受けない場合、旅館業法の適用は受けない。

旅館業の許可は、旅館業法施行令で定める構造設備基準に従っていなければならないが、旅館業の営業者は、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長。）に許可申請する必要がある。

そのため、通常のクルーズ事業時のクルーズ船の構造、設備や乗組員の配乗（資格含む）を踏まえた旅館業法の適用について、事前に各保健所に相談する必要がある。

なお、多数の来訪者が見込まれる大規模なイベント開催を前提とするクルーズ船を活用した宿泊サービスに係る許可申請については、無窓の客室を含むクルーズ船であっても、一定の条件を満たす場合、自治体の判断により営業許可を与えることが可能となっている。【「旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設における無窓の客室の取扱いについて」平成 30 年 5 月 16 日付け薬生衛発 0516 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知】

### （2）飲食の提供

日本船舶の場合は、船舶内での飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する観点から、食

品衛生法に基づき、有料、無料を問わず、食品を調理し、または設備を設けて飲食させる行為を行う場合は、保健所に営業許可申請を行う必要がある。**【食品衛生法第 52 条】**

その場合、各都道府県の条例に定められた施設基準に適合していること及び条例で定められた資格を有する食品衛生責任者の設置が義務付けられている。

外国船舶については、通常のクルーズ運航・停泊において、船内で乗客のみに対して飲食を提供している場合、国内での営業とは見なされず、営業許可の取得等は求めていない。一方、ホテルシップの場合、クルーズ船を一定期間係留させ、国内の不特定又は多数の者に飲食を提供する営業を行うことから、国内の通常のホテルと同様に、公衆衛生上の観点から、食品衛生法の営業許可が必要となる。

そのため、通常のクルーズ事業時のクルーズ船の構造、設備や乗組員の配乗（資格含む）を踏まえた食品衛生法の適用について、事前に各保健所に相談する必要がある。

### **(3) 深夜の酒類提供**

飲食店営業のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供する営業を深夜において行う場合は、善良の風俗と清浄な風俗環境を害する行為及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出なければならないとされている。このため、深夜に酒類をホテルシップ利用客に提供する営業を行おうとする場合、当該届出をする必要がある。**【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営適正化法）】**

ただし、レストラン等いわゆる主食を提供する飲食店営業や、午前 6 時から午後 10 時までの時間においてのみ営業を行う場合には届出の必要はない。

なお、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前 6 時後翌日午前 0 時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）を営もうとする者は、営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

上記いずれの許可等であっても、客の接待をすることはできない。

### **(4) 食品・物品の販売**

#### **1) 食品の販売**

日本船舶の場合は、船舶内で販売する食品に起因する衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品衛生法に基づき、食品を販売する場合は、取り扱う食品の種類によっては、保健所に営業許可申請を行う必要がある。**【食品衛生法第 52 条】**

上記、(2) 飲食の提供の営業許可と別に許可申請を行う必要があり、各都道府県の条例に定められた施設基準に適合していなければならない。

外国船舶については、通常のクルーズ運航・停泊において、船内で乗客のみに対して食品を販売している場合、国内での営業とは見なされず、営業許可の取得等は求めていない。一方、ホテルシップの場合、クルーズ船を一定期間係留させ、国内の不特定又は多数の者に食品を販売する営業を行うことから、公衆衛生上の観点から、食品衛生法の営業許可が必要となる。

そのため、通常のクルーズ事業時のクルーズ船の構造、設備や乗組員の配乗（資格含む）を踏まえた食品衛生法の適用について、事前に各保健所に相談する必要がある。

#### **2) たばこ販売**

ホテルシップにおいて、ホテルシップ利用客に対し、売店等でたばこを販売する場合、たばこ事業法に基づいた財務大臣の許可を受ける必要がある。**【たばこ事業法第 22 条】**

### 3) 酒類販売

ホテルシップにおいて、ホテルシップ利用客に対し、売店等で酒類を販売する場合、販売場の所在地の所管税務署長の免許を取得する必要がある。【酒税法第9条】

ただし、飲食店内で提供する場合には、上記免許は不要である。

## (5) 風呂・プールの提供

### 1) 風呂の提供

日本船舶の場合は、公衆の風呂設備への入浴に起因する衛生上の危害の発生を防止する観点から、公衆浴場法に基づき、風呂設備をホテルシップ利用客に提供する場合、原則として都道府県知事より営業許可を受ける必要がある。【公衆浴場法第2条】ただし、旅館業法に浴場の基準が設けられていることから、旅館業の許可を受けている場合、別途の営業許可は不要である。

許可を受ける場合、公衆浴場法及び各都道府県等の条例に定められた施設基準に適合していることが義務付けられている。

外国船舶については、通常のクルーズ運航・停泊において、船内で乗客のみに対して風呂の提供をしている場合、国内での営業とは見なされず、営業許可の取得等は求めている。一方、ホテルシップの場合、クルーズ船を一定期間係留させ、国内の不特定又は多数の者に対する営業を行うことから、公衆衛生上の観点から、営業許可が必要となる。

そのため、通常のクルーズ事業時のクルーズ船の構造、設備や乗組員の配乗（資格含む）を踏まえた公衆浴場法の適用について、事前に各保健所に相談する必要がある。

### 2) プールの提供

不特定多数の人々が利用する施設を対象とした生活衛生対策の一環として、「遊泳用プール」の衛生水準を確保するための基準が設定されている。本基準は、都道府県、政令市及び特別区において、遊泳用プールの管理者等に対する指導の指針とするため、水質基準、施設基準及び維持管理基準が定められている。

日本船舶の場合は、クルーズ船内の遊泳用プールをホテルシップ利用客に提供する場合、本基準に沿って各都道府県等の条例により定められる遊泳用プールの設置許可にかかる手続きを行う必要がある。その場合、各都道府県等が定めた施設基準に適合していることが義務付けられている。

外国船舶については、通常のクルーズ運航・停泊において、船内で乗客のみに対して遊泳用プールの提供をしている場合、国内での営業とは見なされず、設置許可の取得を求めている。一方、ホテルシップの場合、クルーズ船を一定期間係留させ、国内の不特定又は多数の者に対する営業を行うことから、公衆衛生上の観点から、各都道府県等の確認が必要となる。

そのため、通常のクルーズ事業時のクルーズ船の構造、設備や乗組員の配乗（資格含む）を踏まえた各基準の適用について、事前に各保健所に相談する必要がある。

## (6) クリーニングサービスの提供

日本船舶の場合は、船舶内のクリーニング行為に起因する衛生上の危害の発生や疫病の汚染・蔓延を防止する観点から、クリーニング業法に基づき、クリーニング施設を使用し、シーツ等のリネンや、ホテルシップ利用客の衣類にかかるクリーニングを行う場合は、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出て、クリーニング業の許可を受ける必要がある。

その場合、クリーニング業法及び各都道府県等の条例に定められた施設基準に適合していること及び中学校を卒業した者を対象にした都道府県知事の試験に合格した者に免許が与えられるクリーニング師の設置が義務付けられている。

外国船舶については、通常のクルーズ運航・停泊時において、船内で乗客のみに対してクリーニングの提供をしている場合、国内での営業とはみなされず、営業許可の取得を求めている。一方、ホテルシップの場合、クルーズ船を一定期間係留させ、国内の不特定多数の者に対する営業を行うことから、公衆衛生上の観点から、営業許可が必要である。

そのため、通常のクルーズ事業時のクルーズ船の構造、設備や乗組員の配乗（資格含む）を踏まえたクリーニング業法の適用について、事前に各保健所に相談する必要がある。

#### **(7) 理容、美容サービスの提供**

日本船舶の場合は、船舶内の理容又は美容サービスに係る衛生上の危害の発生を防止する観点から、理容師法又は美容師法に基づき、理容又は美容所の営業を行う場合は、理容所又は美容所の位置、構造設備、理容師又は美容師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出て、理容所又は美容所の開設許可を受ける必要がある。**【理容師法第 11 条及び美容師法第 11 条】**

その場合、理容師法又は美容師法及びそれらの各都道府県等の条例に定められた施設基準に適合していること並びに理容師試験又は美容師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた理容師又は美容師により営業を行われなければならないとされている。

外国船舶については、通常のクルーズ運航・停泊時において、船内で乗客のみに対して理容又は美容サービスの提供をしている場合、国内での営業とはみなされず、営業許可の取得を求めている。一方、ホテルシップの場合、クルーズ船を一定期間係留させ、国内の不特定多数の者に対する営業を行うことから、公衆衛生上の観点から、営業許可が必要である。

そのため、通常のクルーズ事業時のクルーズ船の構造、設備や乗組員の配乗（資格含む）を踏まえた理容師法又は美容師法の適用について、事前に各保健所に相談する必要がある。

#### **(8) シアター・ラウンジでの興行サービスの提供**

「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸または観せ物を、公衆に見せ、又は聴かせる施設」が興行場と定義されている。日本船舶の場合、これらについて営業を行う場合には、興行場内における公衆衛生確保の観点から、興行場法に基づき、クルーズ船内のシアター・ラウンジにおいてホテルシップ利用客向けに映画やパフォーマンスを見せる場合、都道府県知事の許可を得なければならないとされている。**【興行場法第 2 条】**

その場合、各都道府県等の条例で定める構造設備基準に適合していることが義務づけられている。

外国船舶については、通常のクルーズ運航・停泊時において、船内で乗客のみに対して興行サービスの提供をしている場合、国内での営業とはみなされず、営業許可の取得を求めている。一方、ホテルシップの場合、クルーズ船を一定期間係留させ、国内の不特定多数の者に対する営業を行うことから、公衆衛生上の観点から、営業許可が必要である。

そのため、通常のクルーズ事業時のクルーズ船の構造、設備や乗組員の配乗（資格含む）を踏まえた興行場法の適用について、事前に各保健所に相談する必要がある。

#### **(9) 託児所サービス**

託児所等の許可外保育施設を設置した場合は、児童福祉法により都道府県知事等へ届け出なければならないとされているが、店舗等の事業所においてサービスの提供時間中に限り、そのサービス対象の顧客の乳幼児を保育するために自ら設置等する施設であって、顧客の乳幼児のみの保育を行うことが書類により明らかなものや、半年を限度として臨時に設置される施設については、届出対象外となっている。**【児童福祉法第 59 条の 2・児童福祉法施行規則第 49 条の**

## 2】

ただし、自治体によっては、条例等により、それらの届出対象外施設についても届出制を導入している場合もある。

一方、外国船舶である場合、当該サービス提供の我が国への影響は限定的であることから、内水における通常のクルーズ運航・停泊時において適用されておらず、ホテルシップ事業においても適用されない。

### (10) カジノ営業

刑法に基づき、我が国での賭博行為は禁止されていることから、カジノ営業も禁止されている。**【刑法第185条】**

外国船舶であっても、当該サービス提供は我が国の安寧を乱す性質のものであることから、通常のクルーズ運航の寄港時や領海航行中においても禁止され、ホテルシップ事業においても禁止される。

ただし、遊技の結果に応じて客に賞品を提供することなく、ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備を店舗や施設に設置して客に遊技をさせる営業については、**風営適正化法第2条第1項第5号**に規定するゲームセンター等営業に該当し、風営適正化法の許可を受けて行うことができる。なお、その施設が、ホテル等内の区画された施設で、当該施設の内部を外部から容易に見通すことができる場合は、風営適正化法の許可を必要とせず営業を行うことができる。

### (11) ホテルシップ利用客等に対するサービスに係る消費税について

ホテルシップ事業者がホテルシップ利用客に提供する宿泊サービス等は、サービスを提供する場所であるホテルシップの船籍に関わらず、国内において行う資産の譲渡等に該当するため、原則として消費税の課税対象となる。

なお、消費税の納税義務については、事業者免税点制度が設けられており、原則として、当該サービスを実施する事業者の基準期間（前々事業年度）における国内の課税売上高が1,000万円以下である場合には、消費税の納税義務は免除されている。

また、外航船舶に係る給水、汚水処理、廃棄物処理等の役務の提供で船社に対して行われるものについては、輸出免税の対象となり、消費税が免税となることがある。

消費税の納税義務の有無等については、管轄の税務署に事前に確認することが望ましい。

## 2. 4 安全・保安に係る法令

### (1) 火災等に対する安全に関する事項

通常のクルーズ事業を行う場合のクルーズ船は、国際条約等に基づいて、防火安全対策がなされている。また、従来から係留中の船舶は消防法上の防火対象物**【消防法第2条】**とされているが、ホテルシップ事業を実施することによって、ホテルとしての消防法の各規定が併せて適用されることとなる。**【消防法施行令第6条】**

消防法施行令では、防火対象物の用途、面積、収容人員等に応じて必要な規制を定めている。クルーズ船でホテルシップ事業を運営する場合、その主たる用途はホテルであり、その他の部分がホテルの従属的な部分を構成すると認められる場合は、**昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安41号「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」**（以下「41号通知」という。）**記1**により、ホテルシップ全体を消防法施行令別表第一(5)項イに掲げる防火対象物の用途として取り扱うこととなり、それ以外の場合は、(5)項イに掲げる防火対象物の用途とそれ以外の用途が混在する消防法施行令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物の用途として取り扱う

こととなる。

このため、ホテルシップ事業を運営するクルーズ船の用途、面積、収容人員等に応じて、以下に示す消防法令の基準に適合させる必要がある。

① 防火管理者の選任や消防計画の作成等【消防法第8条】

防火対象物の管理について権原を有する者は、用途、収容人員に応じて防火管理者を選任し、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。管理について権原を有する者は、一般的には、防火対象物の所有者、占有者等が想定され、通常のホテルシップ事業の場合、船社又はチャーター等が該当することとなる。また、通常のコルーズ事業を行うクルーズ船が国際条約等に基づく防火安全対策がなされていることも踏まえつつ、防火管理者は消防法施行令で定める資格を有する者のうちから選任することとなっているため、管轄消防本部に事前に調整を図ることが適当である。

② 防災物品の使用【消防法第8条の3】

ホテルシップ事業において使用するカーテン、じゅうたん、どん帳、展示用合板等の物品には、所定の防災性能を有するものを使用する必要があるため、通常のコルーズ事業を行うクルーズ船が国際条約等に基づく防火安全対策がなされていることも踏まえ、管轄消防本部に事前に調整を図ることが適当である。

③ 消防用設備等の設置【消防法第17条】

消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等を消防法施行令で定める基準に従って設置する必要がある。ただし、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、消防法施行令で定める消防用設備等の基準を適用しないことが可能である。そのため、通常のコルーズ事業を行う場合のコルーズ船は、国際条約等に基づいて消防用設備等が設置されていることから、管轄消防本部と消防法施行令で定める消防用設備等の基準の適用について、事前に調整を図ることが適当である。

なお、消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、当該船舶に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。【消防法第4条】

また、通常のホテルであれば、建築基準法に基づき、外壁や間仕切り、廊下の幅などの施設基準が定められているが、ホテルシップ事業を行うクルーズ船については、建築基準法の適用対象外となっている。

## (2) 保安に関する事項

SOLAS 条約等に基づき、国際航海船舶及び国際航海船舶の係留されるふ頭施設については、保安体制の確保及び出入りに係る保安検査等が必要となる。(詳細は「3. 1. 5 保安(1)(2)」を参照)

また、旅館業法の適用に伴い、ホテルシップ事業者は、厚生労働省が発出した「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」(平成26年12月19日健衛発1219第2号)に基づくホテルシップ利用客への対応が必要となる。(詳細は「3. 1. 5 保安(3)」を参照)

### (3) 災害発生に備えた対応

台風接近時や津波発生時などで、港内の船舶交通に危険が生ずるおそれがあると予想される場合には、港長等（海上保安部署長）は、港内の船舶に対して港外退避等を勧告・命令することができる。【港則法第39条第3、4項】

港則法に基づく勧告・命令は、各港で関係者からなる協議会により勧告発出基準や措置内容が定められ、運用されている。勧告発出の主な例として、台風及び発達した低気圧については、港域に強風域が到達すると予想される数時間前に警戒勧告、次いで港域に暴風域が到達すると予想される数時間前に避難勧告が発出されることとなっている。また、津波については、気象庁より港域への津波に係る注意報、警報の発表や津波を伴う可能性の高い地震に関する情報が発表された場合に勧告が発出されることとなっている。具体の基準や内容は各港で異なることから、事前に確認をしておく必要がある。

さらに、東京湾においては、大津波警報が発表されるような非常災害時には、湾内のほぼ全域が情報聴取義務海域となり、船舶交通の危険を防止するため、東京湾への入湾制限、航行制限、退去命令、移動命令などのいずれかの措置がとられる場合がある。【海上交通安全法第34条、35条】

その他、ホテルシップ事業期間中はさまざまな非常事態が発生する恐れがあることから、必要な連絡・対応体制を事前に構築しておく必要がある。（詳細は「3. 1. 6 非常時の対応」を参照）

## 2. 5 廃棄物に係る法令

### (1) 排水

ホテルシップ事業実施時の汚水や生活雑排水の排出については、通常のクルーズ事業と同様に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が適用されるほか、浄化槽法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「浄化槽法等」という。）並びに水質汚濁防止法により規制される。このため浄化槽法等に基づき、汚水（し尿）を排出しようとする場合は、浄化槽や下水道を通じて排出するなどの適切な処理を行う必要がある。【浄化槽法第3条】また、その他生活雑排水についても水質汚濁防止法に基づき、排水基準を満たす必要があるとともに、検査等が必要となる場合がある。（詳細は「3. 1. 4 廃棄物の処理等（2）」を参照）

各法令および実施体制によりその適用と処理方法が判断されるため、各地方公共団体の環境部局および港湾管理者と十分に協議を行う必要がある。

### (2) 排気ガス

クルーズ船から排出される排気ガスについては、通常のクルーズ事業と同様に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が適用されている。

ただし、周辺環境との調和や環境保全の関係から可能な限り排出ガス等を削減する方法を検討する必要がある場合がある。（詳細は「3. 1. 4 廃棄物の処理等（3）」を参照）

### (3) その他廃棄物

ホテルシップ事業実施時のその他廃棄物（一般・産業廃棄物）は廃棄物として陸揚げされた時点で廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用され、排出事業者であるホテルシップ事業実施主体が自らの責任において適正に処理する必要がある。（詳細は「3. 1. 4 廃棄物の処理等（1）」を参照）当該法令に基づく廃棄物の分類の詳細については、各地方公共団体の環境部局に確認する必要がある。

なお、廃棄物に海外から積載してきた食品（植物類や畜産物等）であって未検査のものが含

まれる場合（国内調達したものであっても、海外から積載してきた食品と完全に分別できない場合を含む。）には、植物防疫所及び動物検疫所に届出が必要となる。

また、海外から積載してきた物品を、船内で船用品として利用した後、廃棄物として国内に引き取る場合には、不用船用品の輸入手続きが必要となる。

## 2. 6 船舶の長期係留・占領に係る法令

### （1）船舶の長期係留に伴う手続き

一般企業が所有する専用岸壁を除き、その他の係留施設は、地方自治体である港湾管理者により管理が行われており、各地方自治体の条例等により手続きや使用料金が定められている。また、ホテルシップ事業では、旅客施設等その他の港湾施設の使用が必要な場合もあり、かつ使用期間が長期にわたるため、港湾管理者と事前に調整を図る必要がある。

### （2）船舶の水域占有に係る手続き

ホテルシップ事業においては、長期の係留となることから水域の占有許可が必要となる場合がある。港湾内の水域についても地方自治体である港湾管理者により管理が行われており、各地方自治体の条例等により手続きや占有料金が定められている。許可の必要性を含めて港湾管理者と事前に調整を図る必要がある。

## 2. 7 ホテルシップ利用客等の船舶への出入に係る法令

本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする旅客は、有効なパスポートを所持し、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けなければならないが、ホテルシップは、本邦外に赴かず、本邦内に滞在することになるので、ホテルシップへのホテルシップ利用客の乗下船は、出国、入国、帰国、上陸には該当しないため、出入国の手続は必要ない。【**出入国管理及び難民認定法第 60 条**】

一方で、国際航海船舶及び港湾保安法に基づき、当該船舶及び当該船舶が係留されるふ頭において設定される制限区域に立ち入るホテルシップ利用客等については、クルーズカード等により当該船舶に立ち入る正当な目的を有する本人であることを確認する必要がある。

また、ホテルシップが、我が国と外国との間を往来するクルーズ船である場合は、当該船舶と陸地との間のホテルシップ利用客及び日本国内で雇用されたホテルシップ従業員を含む全ての交通は、税関長の許可を受けた場合を除き、指定した場所を通過する必要がある。また、当該交通が関税法の規定により承認又は許可を受けた船用品貨物、保税運送貨物、内国貨物運送承認貨物及び輸出入許可済貨物等や郵便物以外の貨物の授受（例えば、当該船舶の乗員への差入れ等）を目的とするものであるときは、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。なお、船舶と陸地との交通に際して、必要な税関検査を実施するため、クルーズ船社は、必要なスペースを提供するなど必要な便宜を図るものとする。【**関税法第 24 条**】

### < 2. における税関手続きに係る参考 >

2. における税関手続き全般については、我が国と外国との間を往来するクルーズ船を関税法第 25 条による沿海通航船に資格変更をしていないことを前提としていることに留意する必要がある。

資格変更にあたっては、乗員分の船用品も含め全ての積荷に対して、輸入手続きに伴う関税及び消費税の納付、2. 2（1）に関連して発生するとん税の納付が必要となる。また、全旅客

に加え乗員をも完全下船させた上で税関検査を実施する必要があることから、これら諸手続きを考慮し、ホテルシップ事業に応じて、資格変更の実施の有無について判断する必要がある。なお、船用品（果実・野菜等の食料品、観葉植物、畜産物など）であっても輸入手続きの際は、植物防疫所や動物検疫所への届出と検査が必要になる。

## 2. 8 各法令の問い合わせ先

一般的なクルーズ事業で提供される船上諸サービスをホテルシップ事業において提供した際に確認が必要となる法令について整理すると下表のようになる。

各種サービスの許認可申請等については、各法令に基づき、ホテルシップ実施事業者となる船社、チャーター及びオーガナイザーのいずれかが行うこととなる。政令及び施行令等に加えて、各自治体の条例あるいは関連法なども関わるため、各問い合わせ先に事前に確認する必要がある。

表 ホテルシップでのサービス等と適用される法令

適用される主たる国内法		許認可権限者	問合せ先	
主たる規制	旅館業法	都道府県知事 保健所設置市または特別区にあつては市長または区長	所在地を管轄する保健所	
	消防法	消防署長	所在地を管轄する消防署	
	出入国管理及び難民認定法	法務省 出入国在留管理庁	地方の出入国在留管理局・出張所	
	関税法	税関長	最寄りの税関	
飲食	飲食サービス	都道府県知事 保健所設置市または特別区にあつては市長または区長	所在地を管轄する保健所	
	深夜の酒類提供	風営適正化法 (風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律)	都道府県公安委員会	所在地を管轄する警察署
その他	酒類販売	酒税法	税務署長	所在地を管轄する税務署
	たばこ販売	たばこ事業法	財務(支)局長	所在地を管轄する財務(支)局
	風呂・スパなどのサービス	公衆浴場法	都道府県知事 保健所設置市または特別区にあつては市長または区長	所在地を管轄する保健所
	クリーニングサービス	クリーニング業法		
	美容・理容サービス	美容師法 理容師法		
シアター・ラウンジでの興行サービス	興行場法			

	カジノ営業	<p>刑法 185 条、186 条により国内でのカジノ営業は禁止されている</p> <p>※ゲームカジノは風営適正化法が定める範囲において認められている</p>	※都道府県公安委員会	※所在地を管轄する警察署
--	-------	--	------------	--------------

### 3. ホテルシップに係留するふ頭における基礎的な確認事項

#### 3. 1 ホテルシップに係留するふ頭で必要となる施設

ホテルシップに係留するふ頭では、ホテルシップに供するクルーズ船の受入に必要となる水域施設、係留施設の確保に加え、ホテルシップの運営に必要な施設、クルーズ船の長期係留に伴い必要な施設の確保が求められる場合がある。

以下、ホテルシップの運営に必要な施設、クルーズ船の長期係留に伴い必要性が生じる可能性のある施設について整理する。

#### 3. 1. 1 ホテルシップ運営に係るターミナル施設

ホテルシップ事業では、通常のクルーズ事業と違い、係留期間中に常にホテルシップ利用客のチェックイン・チェックアウトが発生する可能性がある。ホテルシップ利用客の入れ替えへの対応は、通常のホテルと同様に一定の時間を要すると想定され、十分な手続きスペースやホテルシップ利用客の待機スペースなどが求められることが考えられる。加えて、ホテルシップ利用客以外の者がホテルシップ利用客と待合い・打合せ等を行うためやホテルシップ利用客の二次交通待機のためのスペース、また、ホテルシップ等制限区域と外界との緩衝地帯としてのスペースが求められることも考えられる。このため、ホテルシップ事業では、ホテルシップの利用方法、船内の設備・機能やホテルシップ利用客のオペレーションも踏まえて、こうしたチェックイン・チェックアウト等のための施設を船外へ設置することも考えられる。

こうした施設は、過去の事例においては、短期的な事例ではテントを設置する場合も見られるが、オリンピック開催時等の一定期間にわたる大規模なイベントでは、期間や費用等に応じてターミナルの新設や既存上屋のターミナルへの改装により対応している例が見られる。

#### (1) ホテルシップ利用客の乗船・下船時の諸手続きのイメージ

ホテルシップ事業に伴う乗下船の手続きは「1. (4) ホテルシップ事業実施の流れ」とおり、通常のクルーズ事業の乗客の完全下船後にホテルシップ利用客の乗船・下船が行われることが想定されている。ホテルシップ利用客の乗下船の手続きのイメージを、次の図に示す。

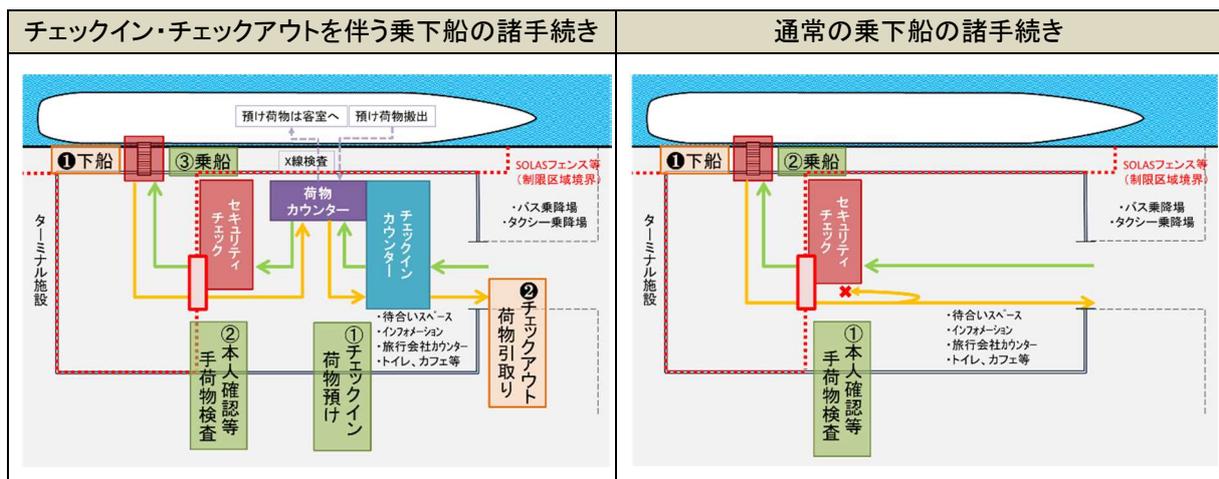


図 ホテルシップ利用客の乗下船時の諸手続きのイメージ

チェックイン・チェックアウト時は大きい荷物の預入れ・引取りが必要となると考えられる。通常のホテルであれば、大きい荷物は客と共に移動することになるが、ホテルシップの場合は、通常のクルーズ船と同様、セキュリティ等の関係で旅客とは別に移動することになると考えら

れる。チェックインはオペレーションによっては、制限区域内で行われることもある。

また、チェックイン・チェックアウトを伴わない乗下船時は、ターミナル内の制限区域及びホテルシップへのアクセスポイントにおいて行われるセキュリティチェック以外の手続は生じないものと考えられる。

ホテルシップ事業時は、通常のクルーズ事業時とは異なり、チェックイン・チェックアウトを伴うものとそうでないもの、また、乗船・下船が同時に起こる可能性があるため、利用客の円滑な移動や効率的なオペレーションとセキュリティの確保が両立するよう、利用客の動線と必要な施設を検討する必要がある。

## (2) 各手続きの具体的内容と必要施設の例

ホテルシップ利用客が乗船・下船時に必要な施設等の例を以下に整理する。

表 乗船・下船手続きの具体的内容（例）

	ホテルシップ乗船・下船手続きの内容	必要な施設（例）
乗船時	①チェックイン手続き★ 必要書類を提出し、 <u>クルーズカード</u> （客室のカギ、船内精算、身分証明書の役割）を受け取る。 【必要書類】 ・乗船券 ・船内会計登録用紙 ・クレジットカード ・健康問診表	・チェックインカウンター その他 ・待合スペース ・トイレ ・Wi-Fi スペース ・カフェなどの休憩スペース ・両替所 ・観光案内所 等
	①荷物チェックイン★ スーツケース等の大きい荷物を客室に搬入するため、荷物を預け入れる。 【必要事項】 ・バゲージタグの取り付け	・荷物カウンター ・預け荷物の X 線検査施設
	②港湾保安検査 本人確認等の三点確認 手荷物の検査	・セキュリティチェックエリア ・X線検査装置
	③乗船 クルーズカードの確認 顔写真を撮影し、クルーズカードに登録	・船舶保安検査施設（船側）
	①下船 クルーズカードをセキュリティに通す	・船舶保安検査施設（船側）
	②チェックアウト手続き★ ・チェックアウト ・精算	・チェックインカウンター
下船時	②荷物引取り★ ・スーツケース等の引取り	・荷物カウンター

★チェックイン・チェックアウトを伴う場合

ホテルシップ事業で必要な施設として、利用客の手続や出入確認等のフロント業務を行うターミナル施設等が考えられる。

ターミナル施設には、チェックイン・チェックアウトの手続に必要なチェックインカウンター以外にもホテルシップ利用客とその知人との待合い・休憩スペースを設けるなど、利便性

を加味した施設とすることが考えられる。また、利用客等による滞留が想定される場合、無料Wi-Fiや二次交通や観光・周辺情報の多言語による案内、洋式・多目的トイレ等の設備も必要になると考えられる。

トイレについては、男性用、女性用または男女共用、及び身体障害者用を確保し、また、手洗い場も設置する。なお、通常のクルーズ船寄港時の事例では、乗船客 2,000 人以上の場合、男性用及び女性用を各 4 基、身体障害者用 1 基を用意しており、この数を用意すればトイレ待ち等のトラブルは発生しにくいとされるが、ホテルシップ時はクルーズ船寄港時の旅客の乗下船と流れが異なることが考えられるため、あくまでも参考である。

ホテルシップ利用客の乗下船の流れやターミナル施設等における滞留状況は、ホテルシップの利用方法やイベントの性質等によって変わるため、そうした状況を踏まえて必要な機能やその規模を検討する必要がある。

### (3) チェックイン・チェックアウトに係る必要なスペース

必要なフロント業務・ロビー機能・荷物預かり・引き渡しのために、どの程度の手間・時間と乗船ターミナルのスペース(広さ)が必要となるかは、以下の3つの要素により異なる。

- (A) 客船の大きさ(乗客定員) ……300人前後の小型客船か、4000人～5000人の大型客船か
- (B) ホテルシップ利用客の特性 ……1泊、2泊のショートステイの客が、日ごとに入れ替わる場合  
……特定の組織やグループの関係者が長期間にわたり宿泊する場合
- (C) 求められるセキュリティレベル ……客船社や当局(税関・警察など)がどの程度の厳密なセキュリティ対応を求めるか

これら3要素のうち、(C) 求められるセキュリティレベルについては、その高低に応じて、オペレーションの難易が変わってくる。また、(A) 客船の大きさ(乗客定員)と(B) 利用客の特性の要素より、フロント業務に要する乗客対応の業務量とスペースの関係は下表のように整理することができる。

表 ホテル業務実施のために必要な施設のレベル

		(B) ホテルシップ利用客の特性	
		ショートステイで日々入れ替わる	特定の組織・グループ関係者が長期宿泊
(A) 客船の大きさ	小型船	業務量 : 中 スペース : 中	業務量 : 小 スペース : 小
	大型船	業務量 : 大 スペース : 大	業務量 : 小 スペース : 中

ホテルシップ利用客の乗下船の量や集中率、また、ターミナル施設等における滞留状況は、ホテルシップの利用方法やイベントの性質等によっても変わる。そうした状況を踏まえて必要な待合室等の規模を検討する必要がある。これらに加えて、荷物取扱量によっても荷物取扱用の面積は異なる。更に、事務室、従業員詰所、トイレ、電話その他の旅客の利便の用に供する設備について、適切な面積を算定し、ターミナル施設の規模を検討する必要がある。

### 3. 1. 2 最寄り駅やイベント会場等へのアクセス手段の確保

#### (1) 必要なアクセス手段

ホテルシップに係留するふ頭から、最寄り駅やイベント会場等への交通手段が整備されていない場合など、シャトルバス等を運行し、ホテルシップと最寄り駅やイベント会場等へのアクセス手段の確保を行うことが必要な場合がある。

なお、ホテルシップでは、常時ホテルシップ利用客が出入りすることが想定され、通常のクルーズ事業では寄港後と出港前に旅客の出入りが集中するのとは異なるため、ホテルシップ利用客の利便性を損なわないアクセス手段の確保が必要となる。以下に留意事項を記載する。

#### ①最寄り駅へのアクセス手段

- ・シャトルバスを運行する場合、無償であれば特段の申請は必要ないが、有償の場合は特定旅客自動車運送事業等の許可申請が必要となる。この許可の取得には原則3ヶ月を要する。また、シャトルバスを運行しようとする際には、事前にシャトルバスの運行計画等をバス事業者と十分な調整が必要な場合がある。
- ・シャトルバスを電車等の公共交通機関に接続する場合、当該交通機関の輸送できるホテルシップ利用客の人数等について調整した上で、シャトルバスの本数等の計画が必要な場合がある。
- ・大規模イベント時にはホテルシップに供するクルーズ船の停泊地に隣接する地区でのイベント実施等も想定され、それらの会場と連携したループバス等のアクセス手段の検討が必要な場合がある。

#### ②イベント会場等へのアクセス手段

- ・大規模イベント時には、バス等がイベント開催地では不足することが想定され、バス等の交通手段をより広い地域から確保する必要性が生じる可能性がある。その場合、ホテルシップ運営期間中は、確保したバス等をホテルシップに係留しているふ頭近辺に待機させておく等の対応が必要となる可能性がある。
- ・ホテルシップ事業でも、ホテルシップ利用客のアクセス手段の利用が集中する場合は、渋滞が発生する可能性がある。特に、大規模イベント時は、イベント主催者の輸送計画（交通規制やイベント内の輸送等）を確認した上で、バス等の着地の設定等が必要な場合がある。

#### ③タクシー

- ・夜間もアクセス手段の確保が必要な場合、ホテルシップの停泊する港は市街地から遠いことも多いため、地元のタクシー業者等とタクシーの利用時間や供給体制、利用予想人数等の調整が必要な場合がある。

#### ④ふ頭への車両動線

- ・既存の物流ターミナル等やその周辺でホテルシップを実施する場合、従来の港湾貨物輸送のための交通量に、ホテルシップに係る交通量が上乗せされることを考慮する。ホテルシップ利用客を輸送する車両の交通が集中する可能性を考慮し、港湾貨物輸送との動線の分離やホテルシップ利用客を輸送する車両の時間帯による交通量の制限等、交通の輻輳防止が必要な場合がある。

## ⑤自家用車

- ・ホテルシップへのアクセス手段として、自家用車が用いられることも考えられる。自家用車でのアクセスを可とする場合、宿泊期間中等の保管が必要となるため、自家用車利用者数を想定した上で、十分な駐車スペースを確保することが求められる。駐車スペースの選定にあたっては、ホテルシップからの移動の容易さや駐車中の車両への破損・汚れ等の可能性を踏まえて選定することとなる。また、必要に応じ、監視カメラ等の設置が必要な場合がある。外部からの当該駐車スペースやホテルシップを係留しているふ頭へのアクセスが容易となるよう適切な誘導方法についても検討が必要な場合がある。

## (2) 必要なアクセス手段に係る施設・設備

ホテルシップを係留するふ頭内において、ホテルシップ利用客の安全かつ効率的な動線の確保やバス・タクシー等への乗り継ぎを円滑に行えるための施設が必要である。

ホテルシップ利用客の数やオペレーションの方法によって、その必要数は変動するため、その都度、必要なアクセス手段やアクセス手段に係る施設の確保を検討する必要がある。

以下、ふ頭内における必要な施設等について整理する。

### 1) ホテルシップ利用客通行帯

安全かつ効率的にホテルシップ利用客を誘導するため、車両動線と分離した、人流動線が必要であり、その動線であるホテルシップ利用客通行帯は一定の幅が必要となる。ホテルシップ利用客の数はホテルシップに供するクルーズ船のサイズ等によって異なるとともに、最寄り駅やイベント会場等へのアクセス手段やホテルシップ利用客等のオペレーションによって通行量は変動するため、その都度必要な対応を検討する必要がある。

ふ頭用地内での移動は安全面また効率的な旅客誘導の観点から、バス・タクシー乗降場所等への徒歩での移動距離を一定の距離内にすることが望ましい。また、その移動経路についてもホテルシップ利用客の通行帯を設けることが望ましい。同様にターミナル施設等からホテルシップに至るまで、ホテルシップ利用客等の通行帯を設けることが望ましい。

ホテルシップを係留しているふ頭に隣接する地区でのイベント実施等により利用されている場合、イベント参加者とホテルシップ利用客の動線を分けることが望ましい。

既存のふ頭や物流ターミナル内にホテルシップ利用客通行帯を設置する場合は、既存の港湾貨物や荷役の車両の動線とは分離することが望ましい。

また、通行帯は平坦で水溜りがなく、舗装されていることが望ましい。段差等がある場合は、鉄板等で段差を解消することができる。

### 2) 車両通行帯

安全かつ効率的にホテルシップ利用客を誘導するため、車両動線が必要である。その動線である車両通行帯はバス等がすれ違うことを想定し、余裕を持った幅員を確保されることが望ましい。また、バス等へのホテルシップ利用客、関係者の移動のため、車両通行帯の両側にホテルシップ利用客等通行帯も確保することが望ましい。

## < (参考) 車両通行帯の算出例 >

上記車両通行帯の幅の参考として、通常のクルーズ船受入れ時のバスがすれ違うことを想定した余裕を持った幅員の計算方法を以下に示す。

ホテルシップ事業実施時のふ頭内を利用する車両の種類や量、車両動線は、ホテルシップの

利用方法やイベントの性質、車両オペレーション等によって変わるため、そうした状況を踏まえて必要な規模を検討する必要がある。

**車両通行帯の幅  $B = \text{バス通行帯幅} \times 2 + \text{安全通路帯幅} \times 2$  (両側)**

例えば、バス通行帯幅 4.5m、安全通路帯幅 2.0m とすると、車両通行帯の幅は以下の通りとなる。

$$B = 4.5\text{m} \times 2 \text{ 台} + 2.0\text{m} \times 2 \text{ 箇所} = 13.0\text{m}$$

資料：物流ターミナル等における訪日クルーズ旅客の安全かつ円滑な受入に関するガイドライン

### 3) バス・タクシー等の駐車スペース

ホテルシップ利用客の利用する各種車両の待機場所として、付近の交通状態を悪化させることがないように十分な面積を有する駐車スペースが必要となる。駐車スペースの設置場所については、クルーズ船からの乗客の移動距離や動線を考慮しつつ、ふ頭内に設置することが望ましい。

一方、ふ頭内に駐車スペースが足りない場合、背後用地に待機スペースを確保して対応することも検討する。この場合、ふ頭と待機スペース間の車両交通が、周辺道路や港湾内の車両交通に大きな影響を与えないよう、配置や車両動線に注意する必要があるとともに、円滑な供給が可能となる体制を検討する。

既存のふ頭や物流ターミナル内に駐車場を設置する際は、従来の物流機能等のためのスペース及び交通動線との分離を図る等、ふ頭内の交通の輻輳による荷役効率の低下防止やクルーズ船に係る車両や人の交通の安全を確保する。

#### < (参考) バスの駐車スペースの算出例 >

上記バスの駐車スペースの参考として、バスを横に並べて駐車する際の駐車帯面積の計算方法の一例を以下に示す。本計算においては、バスの旋回軌跡を考慮し、バス自体の車両寸法を考慮して駐車帯前面に空間を設けている。

実際のふ頭の現場条件や運行台数等を踏まえて必要な規模を検討する必要がある。

**バス駐車帯の幅  $B = \text{バス延長} + \text{バス旋回幅} + \text{バス通行帯幅} + \text{安全通路幅}$**

**バス駐車帯延長  $L = (\text{バス幅員} \times \text{バス台数}) + \text{バス停車間隔} \times \text{間隔数}$**

**バス駐車帯面積  $A = \text{バス駐車帯の幅 } B \times \text{バス駐車帯延長 } L$**

例えば、シャトルバスの寸法を延長 12m×幅員 2.5m、停車間隔を 1.5m、旋回半径 7.0m、台数 2 台とすると、バス駐車帯面積は以下の通りとなる。

$$B = 12\text{m} + 7.0\text{m} + 4.5\text{m} + 4.0\text{m} = 27.5\text{m}$$

$$L = (2.5\text{m} \times 2 \text{ 台}) + 1.5\text{m} \times 3 \text{ 箇所} = 9.5\text{m}$$

$$A = B \times L = 27.5\text{m} \times 9.5\text{m} = 260 \text{ m}^2$$

資料：物流ターミナル等における訪日クルーズ旅客の安全かつ円滑な受入に関するガイドライン

#### < (参考) タクシー駐車スペースの算出例 >

上記タクシー駐車スペースの参考として、タクシーを横に並べて駐車する際の駐車帯面積の計算方法の一例を以下に示す。本計算においては、タクシーがバスよりも死角が小さいことや旋回速度が速いこと等を考慮している。

実際のふ頭の現場条件や運行台数等を踏まえて必要な規模を検討する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{タクシー駐車帯の幅 } B &= \text{タクシー延長} + \text{旋回及び車両通行帯} + \text{安全通路幅} \\ \text{タクシー駐車帯延長 } L &= (\text{タクシー幅員} \times \text{台数}) + \text{タクシー停車間隔} \times \text{間隔数} \\ \text{タクシー駐車帯面積 } A &= \text{タクシー駐車帯の幅 } B \times \text{タクシー駐車帯延長 } L \end{aligned}$$

例えば、タクシーの寸法を延長 4.5m×幅員 1.7m、停車間隔を 1.0m、旋回及び車両通行帯幅 5.0m、台数 10 台とすると、タクシー駐車帯面積は以下の通りとなる。

$$B = 4.5\text{m} + 5.0\text{m} + 2.0\text{m} = 11.5\text{m}$$

$$L = (1.7\text{m} \times 10 \text{台}) + 1.0\text{m} \times 11 \text{ヶ所} = 28.0\text{m}$$

$$A = 11.5\text{m} \times 28.0\text{m} = 320 \text{ m}^2$$

資料：物流ターミナル等における訪日クルーズ旅客の安全かつ円滑な受入に関するガイドライン

#### 4) 照明設備

ホテルシップでは、ホテルシップ利用客の夜間の出入りも想定される。そのため、安全にホテルシップ利用客を誘導するため、駐車スペースやホテルシップ利用客通行帯等に照明設備を設置することが望ましい。

照明設計においては、照明設備の設置場所に応じて次の事項を考慮し、適切な照明方法、光源、器具を選定して、灯具の配置を定める必要がある。既存のふ頭や物流ターミナル等でホテルシップを実施する場合には、仮設による設備を設置することを含め、設置場所、設置方法等について検討する必要がある。

「港湾の施設の技術上の基準・同解説 平成 30 年版」より、ホテルシップ運営に関わる照明設備の基準等を以下に示す。

##### ①基準照度

基準照度とは、平均水平面照度であり、当該施設の利用が安全かつ効率的に行われるための最低値として定義される。照明施設を設計する上で目標としているのは照度である。ここでいう水平面照度とは、床面または地上面の照度を指し、平均水平面照度はその平均値をいう。

なお、この基準照度は最低値を示すものであって、必要に応じてこれより高くすることができる。

屋外照明および屋内照明の基準として、旅客および駐車場に関わるものを下表に示す。

表 屋外照明の基準照度（旅客および駐車場に関わるもの）

施設			基準照度 (lx)
ふ頭	エプロン	旅客、車両、プレジャーボートの係留施設 及び一般貨物、コンテナバース	50
	通路	旅客及び車両の乗降口	75
		旅客及び車両の通路	50
		その他の通路	20
保安	全ての施設	1～5	
道路等	道路	主要道路	20
		その他の道路	10
	駐車場	フェリー用以外の駐車場	10

資料：港湾施設の技術上の基準・同解説 平成30年版

表 屋内照明の基準照度

施設		基準照度 (lx)
旅客ターミナル	待合室	300
	旅客乗降用通路及び乗降口	100

資料：港湾施設の技術上の基準・同解説 平成30年版

## ②照度分布

被照面の照度分布が悪い場合には、ホテルシップ利用客に不快な印象を与えるばかりでなく、暗くて見えにくい部分ができる。このような場合、事故が起こりやすい。このため、次に示すような事項に留意して照明設計を行うことが望ましい。

- ・照明器具の取付間隔と高さの比を適切にして良好な照度分布となるように配慮する。
- ・照明が植物や積み荷の陰になる場合には、補助照明をつけるようにする。

## ③グレア（まぶしさ）

過剰な明るさや、過剰な明るさのむらのために、不快感や視覚の低下を引き起こすようなまぶしさのことをグレアという。

ホテルシップ利用客や作業員の視線の高さと照明器具との相互関係を十分考慮して、光が直接目に入らないよう配慮すべきである。また、近隣の水域を航行する船舶の安全を確保するため、船舶乗組員やパイロットがグレアを受けないよう、照明器具の配光、取付位置に配慮すべきである。

## 5) 安全設備

ホテルシップ利用客の安全のため、当該ふ頭には、必要に応じ、防護柵、柵、消火設備、救命設備等の安全設備を設けることが望ましい。

既存のふ頭や物流ターミナル等でホテルシップを実施する場合には、仮設による設備を設置することを含め、設置場所、設置方法等について検討する。

## ①はしご

既存のふ頭や物流ターミナルにおいて、階段及びはしごが設置されていない場合、非常時に容易に利用でき、船舶の係留の妨げとならない位置に1箇所以上はしごを配置することが望ましい。

はしごは、人の乗降に安全に利用できる構造とし、水中からも容易に人が上ることができるように配慮することが望ましい。

はしご段は幅 45cm、段間隔 30cm とすることができ、その下端は L.W.L. より下にすることが望ましい。手すりは係留施設天端上 30cm、法線内側へ 45cm まで伸ばすこと、もしくは岸壁上に昇降の安全を確保するための補助治具を埋め込むことが望ましい。

## ②救命設備

ホテルシップに供するクルーズ船の利用に供する係留施設において、人の安全を確保できるよう、必要に応じて、適切な救命設備が常備されている必要がある。

救命設備の種類、形状、配置、材質等は、当該係留施設の利用状況及び構造の特性に応じ、利用者の安全が確保できるように適切に設定するものとする。

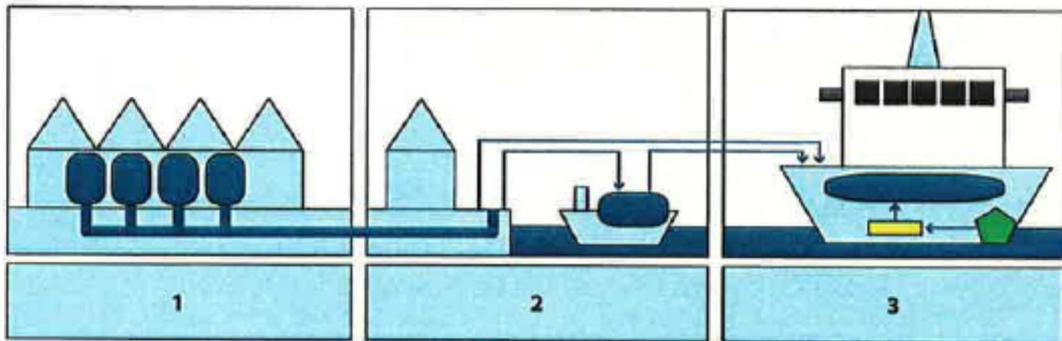
## ③柵、扉、ロープ等

柵、扉、ロープ等は、ホテルシップに供するクルーズ船が利用する係留施設において、ホテルシップ利用客の安全の確保、ホテルシップ利用客の通路の確保、車両の進入防止等のために必要に応じて設置するものとする。

柵、扉、ロープ等の設置高さは、一般に 0.7m とすることができる。旅客等の転落が予想される場所等においては、出入を防止する柵を設け、高さは 1.1m 以上とすることが望ましい。

### 3. 1. 3 給水に係る施設

各港湾では、港湾に入出港する船舶に岸壁給水施設や運搬給水船により飲料水を供給している。ホテルシップを実施するふ頭の給水施設の整備状況等を踏まえ、ホテルシップに供するクルーズ船への給水方法を検討する必要がある。



資料：船舶衛生ガイド

図 飲料水供給経路の略図（1 給水源、2 移動・送水システム、3 船舶給水システム）

#### （1）給水の運営

港湾法第12条8において、港務局の業務として「船舶に対する給水、離着岸の補助、船舶の廃油の処理その他船舶に対する役務が、他の者によつて適当かつ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供すること。」を行うこととされている。

このため、給水に係る施設については、現状の港湾の給水施設を踏まえ、港湾管理者がホテルシップ業務の実施に支障がないよう整備することが望ましい。

給水施設は、通常でも衛生管理が行われているが、旅館業法が適用される場合、飲料水の品質について検査が必要となるため留意する。

港湾の給水施設の利用については、他の船舶への給水に支障をきたすことがないように、給水する時間や量について取り決めを行っておく必要がある。

#### （2）給水に係る施設について

##### 1）岸壁給水施設を利用する場合

ホテルシップを実施するふ頭に岸壁給水施設がある場合は、当該岸壁給水施設より、ホテルシップに供するクルーズ船へ直接給水する方法が想定される。ホテルシップ実施に伴い岸壁給水施設を新設する場合も考えられる。

大型クルーズ船でホテルシップを実施する場合、岸壁給水施設の供給では、十分な供給量が確保できない場合がある。その場合は、運搬給水船での給水等を併用し、十分な供給量が確保できるようにする。

##### 2）運搬給水船による給水

ホテルシップを短期間実施する場合や小規模なクルーズ船でホテルシップを実施する場合、運搬給水船による給水が可能であると考えられる。運搬給水船でのクルーズ船への十分な給水が行えるかどうかを確認する必要がある。

### 3) ふ頭外の上水道からの直接給水

大型のクルーズ船によりホテルシップを長期間実施する場合など、港湾の給水施設では十分な給水ができない可能性もある。この場合は、ふ頭外の上水道からの直接給水も検討する必要があると考えられ、その場合、ホテルシップに供するクルーズ船まで管を敷設する必要がある。

#### (3) 給水施設の新設における留意点

上記の給水施設を新設する場合、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 物流ターミナル等でホテルシップ実施後に給水施設が不要となる場合は、仮設での給水施設の整備も考えられる。仮設の場合は、撤去可能なように設備を設置する必要がある。
- ・ 給水管については、地上に設置すると夏場は高温となる可能性がある。ホテルシップ実施時期等を踏まえ、埋設する等の対応を行う必要がある。
- ・ 上水道からの直接給水を行う場合、ホテルシップに供するクルーズ船まで、供給を行うため、配管に加えポンプ等の設置が必要な場合がある。給水が不足なく行われるよう、設備を設計する必要がある。
- ・ 上水道からの直接給水を行う場合、所管水道局、港湾管理者、ホテルシップ事業者の間で既存の水道設備との接続方法、給水管の敷設方法や給水時間、料金、各設備の設置・管理の役割分担等について協議し決定する必要がある。特に、上水道は、港湾以外の地域へ影響を与えるため、損失水頭等を抑えるようにする必要がある。

### 3. 1. 4 廃棄物の処理等

船舶から排出される廃棄物については、廃棄物として陸揚げされた時点で廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用され、排出事業者（ホテルシップ事業者）が処理責任を負うこととなる。排出事業者であるホテルシップ事業者が自らの責任において適正に処理することが原則となる。

一方、MARPOL 条約において、締約国は廃棄物を受け入れるための施設を港湾に十分に設けることとされている。これを受け、我が国においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、港湾管理者は、廃棄物処理施設や廃棄物の処理場所が確保されるよう、これらの建設または配置について港湾計画等に定めることとされている。【海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 44 条】

港湾管理者は、港湾における船内廃棄物の受入が円滑に行われるよう、ホテルシップ実施事業者等と十分な協議の上、必要な支援を行う。

また、ホテルシップとして運営を行う場合の廃棄物の発生量は、その運営形態や期間によりさまざまであることから、事前に十分に検討を行う必要がある。

なお、廃棄物に海外から積載してきた食品（植物類や畜産物等）であって未検査のものが含まれる場合（国内調達したものであっても、海外から積載してきた食品と完全に分別できない場合を含む。）には、廃棄物処理に必要となる手続について、植物防疫所及び動物検疫所に事前に確認すること。

#### （1）一般・産業廃棄物の処理

ホテルシップから排出される廃棄物は、ホテルシップ事業者が民間の廃棄物処理事業者に適切に委託して処理する必要がある。

##### 1）港湾管理者の役割

港湾管理者の果たすべき役割として、ホテルシップ事業者が適切に自治体や廃棄物処理業者に船内廃棄物の処理を委託するために必要な情報提供や支援を行い、港湾における円滑な廃棄物の処理体制を確保することが挙げられる。

廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物があり、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法定で定める 20 種類を指し、それ以外の廃棄物が一般廃棄物とされている。一般廃棄物は市町村が処理について責任を持ち、産業廃棄物は排出事業者が自ら処理することが原則である。なお、生ゴミ、紙くず等の可燃ゴミ、粗大ゴミ、くみ取りし尿や浄化槽に係る汚泥は、通常一般廃棄物となる。

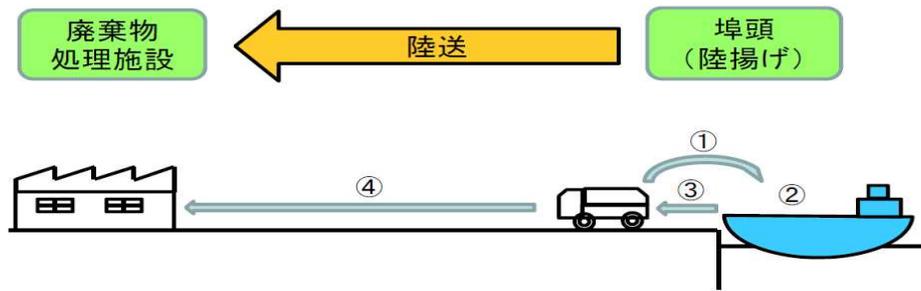
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の分類について、詳細な区分は産業廃棄物については都道府県・政令市の、一般廃棄物については市町村の環境部局に確認する必要がある。

<港湾における対応>

- ・当該港湾における船内廃棄物の分別・収集方法の把握（港湾所在自治体の環境部局に確認）
- ・ホテルシップ事業者に対する船内廃棄物の分別指導
- ・当該港湾における関係者間協議（環境部局、船舶代理店等）の場の設置
- ・船内廃棄物が受入可能な廃棄物処理業者の情報提供
- ・廃棄物処理業者の港湾関連施設（ソーラス区域）への立入許可

##### 2）廃棄物の受入

船内廃棄物の処理は、ホテルシップ事業者が廃棄物処理業者に処理の委託を行う。その際の輸送方法として廃棄物処理施設までの陸送が主となる。



資料：港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン（案）

図 廃棄物処理施設までの廃棄物の陸送

事前にこれらの廃棄物が受入可能な廃棄物処理業者を把握し、当該業者との間で入港日時や引渡し方法等の調整が行われる必要がある。

また、港湾管理者は港湾区域内での一時保管場所の確保や、事業者による保管施設や中間処理施設（破碎施設、焼却施設等）の整備が必要と考えられる場合には、環境部局や船舶代理店、廃棄物処理業者等の関係者と連絡・調整を図り、整備に向けた協力を行う。

## （２）汚水処理

ホテルシップで発生する汚水を港湾で処理する方法としては、下水道に放流する方法と、公共水域へ放流する場合がある。

### １）下水道に放流する場合

下水道に放流が必要な場合は、周辺環境との調和や環境保全の関係からふ頭もしくはふ頭外の公共下水道へ接続するための管の敷設や関連する設備を整備する必要がある。

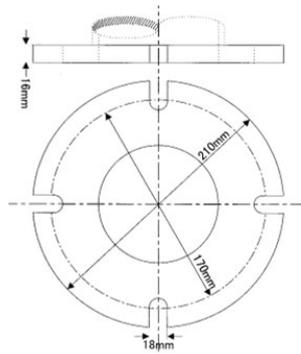
また、環境基準を満たし、公共水域への放水が可能であっても、下水管への接続を選択する対応も考えられる。

汚水の標準排出連結具は MARPOL 条約によって規定されており、国内でも MARPOL 条約を準拠した省令によって規定されている。

船舶の排出管と受け入れ施設の管との連結を可能にするため、連結部においては、規定の標準排出連結具を設置しなければならない。

表 標準排出連結具

項目	MARPOL 基準	省令基準
強度	0.60MPa の鋼又は同等材料	0.60MPa の鋼又は同等材料
外径	210mm	210mm
内径	管の外径に応じる	—
ボルト円の径	170mm	170mm
フランジの溝	18mm	18mm
フランジの厚さ	16mm	16mm
ボルト及びナットの数及び径	4組 16mm	4組 16mm



資料：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」第 37 条

図 標準排出連結具の基準

## 2) 公共用水域へ放流する場合

排水を公共用水域に放流する場合、公共用水域への放流の基準をクリアしているかについて環境部局へ確認する等、調整する必要がある。

公共用水域への放流の基準については、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法に加え、各自治体の条例での基準が適用される可能性がある。

### ①クルーズ船内の浄化装置等のみの利用

生活雑排水等が公共用水域への放流の基準をクリアしている場合、生活雑排水等のみ公共用水域へ放流することが考えられる。

基準を満たさないし尿等の汚水については、下水道接続の他、汚水タンクローリー等で陸揚げする場合があります、その際には廃棄物処理事業者への委託等を行う必要がある。

### ②ふ頭内への浄化槽の設置

ふ頭に浄化槽を設置し、港湾区域内に排水することが考えられる。船内からの排水をすべて浄化槽で浄化し、基準をクリアさせることで公共用水域へ放流する。

浄化槽の設置については、浄化槽法の規定を遵守する必要がある。

## (3) 停泊時の排煙への対策（参考）

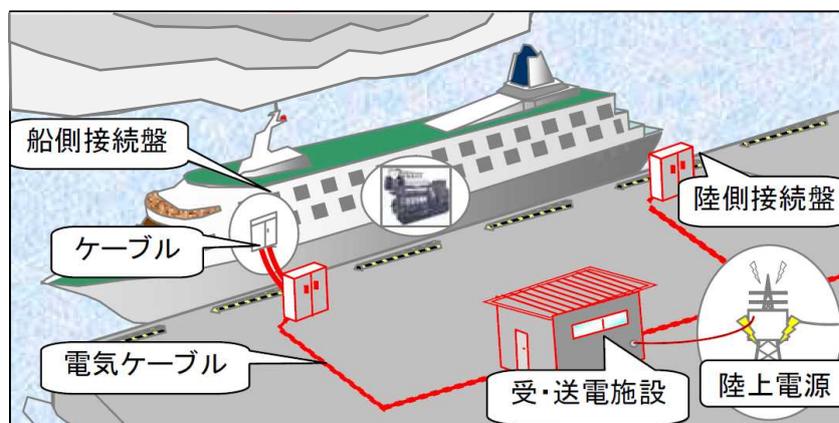
ホテルシップに供するクルーズ船は、停泊中に船内の発電機により、電力を供給しているが、周辺環境との調和や環境保全の関係から、ホテルシップ実施期間に基づく経済性やホテルシップを係留するふ頭の今後の利用方針などを踏まえて、陸上からの電力供給を検討することも可能である。

陸上電源供給システムは、停泊中の船舶からの排出ガス・大気汚染物質（CO<sub>2</sub>, NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub>, PM）を削減する方法として、船舶に陸上商用電源を供給することで船内発電機エンジンを停止させるシステムであり、北米や北欧を中心に積極的な設備導入が進められている。クルーズ船は、環境保全への取組のため、陸上電力供給システムを搭載することが一般的である。国際規格として IEC/ISO/IEEE80005-1 Ed.1 Utility connection in port-part1: High Voltageshore connection(HVSC)-General requirement が、2012 年 7 月に発行されており、世界的に高圧陸上電源供給システムの標準化が図られている。

給電設備は、電気事業法や電気設備に関する技術基準を定める省令等の法令に基づき、電力会社の電線から受電し、所定の位置に受電所を設ける必要がある。受電所には配電盤及び付属

計器、その他の定められた機器を設置する。受電所から係留施設までは、地中配線により給電する方法が用いられるが、利用にあたって支障のないように配慮することが望ましい。

各電気設備関連企業は、上記 IEC/ISO/IEEE80005-1 に準拠した設備の開発を行っている。



資料：国土交通省港湾局資料

図 船舶への陸上電力供給のイメージ



資料：国土交通省港湾局資料

図 ジュノー港：アラスカ州の導入事例（旅客船）

表 IEC/ISO/IEEE80005-1 におけるクルーズ客船の主な要件

受電電圧	11kVac 若しくは、6.6kVac
最大供給電力（陸上インフラ設備容量）	最低でも 16MVA だが、20MVA が推奨される
推定短絡電流値	25kA rms / 1sec
Cable management system 装備位置	陸上側へ装備（一般的にはガントリークレーン）
接地スイッチ操作	自動 or 手動にて選択可能

#### （４）騒音への配慮

ホテルシップ事業に供い、騒音が発生する可能性が考えられる場合は、周辺環境の状況も踏まえ、騒音の発生による周辺環境への影響やそれに対する対応策についての配慮が必要な場合がある。

### 3. 1. 5 保安

#### (1) 港湾施設における保安措置

国際航海に従事する日本船舶又は外国船舶（国際航海船舶）が利用する岸壁等（国際ふ頭施設）であって、その利用頻度が一定以上であり、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾にあるものは、重要国際ふ頭施設に該当し、国際航海船舶の利用に供する際に国際船舶・港湾保安法に基づく保安措置が義務づけられている。

このため、ホテルシップ事業に使用する旅客船が国際航海船舶である場合には、当該船舶が利用する国際ふ頭施設の管理者は、制限区域を設定し、当該制限区域に入場するホテルシップ利用客等について三点確認（目的確認、本人確認、所属確認）を行うなどの保安措置を実施する必要がある。

##### 1) 保安措置の実施対象施設

- ・ 国際航海船舶である旅客船が年1回以上又は貨物船が年12回以上利用する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾の岸壁等（重要国際ふ頭施設）及びその前面の水域施設
- ・ 重要国際ふ頭施設以外の国際ふ頭施設及びその前面の水域施設（それぞれ施設管理者が必要と判断した場合）

##### 2) 国際船舶・港湾保安法による保安措置

国際航海船舶や国際ふ頭施設等に対する危害行為等を未然に防止するため、下記事項等の実施により自己警備体制を確立すると共に関係機関等と連携し緊急時の対処に備える必要がある。

#### 【国際ふ頭施設の主な保安措置】

- ① 制限区域の設定
- ② 制限区域内への人や車両の出入の管理（三点確認等）、船舶に積み込まれる貨物の管理、国際ふ頭施設内外の監視などの措置及びこれらの措置の実施のための訓練
- ③ 監視カメラ、フェンス、照明などのふ頭保安設備の設置
- ④ 当該ふ頭の保安の確保の責任者（ふ頭保安管理者）の選任
- ⑤ 当該ふ頭の保安の確保についてとりまとめたふ頭保安規程の作成・国土交通大臣の承認

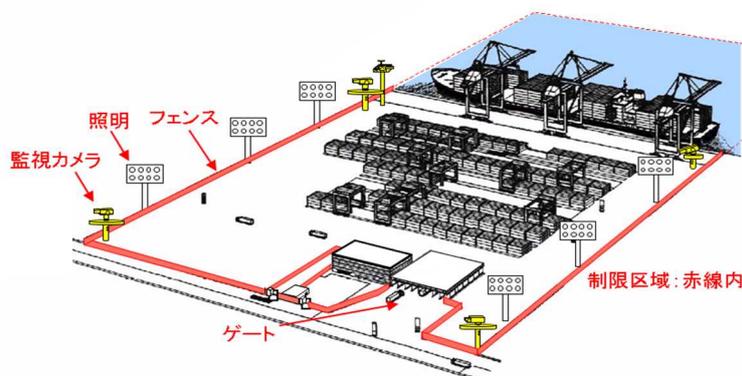


図 国際ふ頭施設における保安対策のイメージ

#### (2) ホテルシップ実施時の港湾施設における保安措置

ホテルシップとして使用されるクルーズ船が国際航海船舶である場合には、クルーズ船の船

長又は船舶保安管理者とふ頭保安管理者が協議して作成する保安確認書に記載された保安措置を双方において実施する。保安確認書の作成にあたっては、ふ頭保安管理者は国際ふ頭施設の管理者とその内容について十分調整を図ることが望ましい。

既存の物流ターミナル等でホテルシップを実施する場合、荷役作業場等にホテルシップ利用客が侵入しないようにホテルシップに供するふ頭用地と荷役作業場等の間にフェンス等を設置する、警備員を配置する、ホテルシップ利用客通行帯を設けるなどの措置を検討し、実施する措置をふ頭保安規程又は保安確認書に記載する。

#### 【海からの危害行為防止対策】

ホテルシップ実施時にはクルーズ船が長期にわたって係留されることから、海上からの危害行為等を未然に防止するための対策をクルーズ船の船長等と国際ふ頭施設の管理者及び関係機関が連携して講ずることが望ましい。

#### 【実施例】

##### ① 監視体制構築の徹底

- ・警備員・乗組員・監視カメラ等による国際ふ頭施設及び前面水域の監視の徹底

##### ② 関係機関の協力

- ・海上保安庁等関係機関との連絡体制強化

### (3) 不法行為の未然防止のための本人確認等の徹底

ホテルシップ事業への旅館業法の適用に伴い、ホテルシップ事業者は、不法行為を未然に防止するために、厚生労働省が発出した「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」（平成26年12月19日健衛発1219第2号）に基づく対応が求められている。具体的には以下の対応が必要である。

#### ① 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけること

#### ② 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること（旅券の写しの保存により、宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号欄への記載を代替することも可能）

#### ③ ホテルシップ事業者の求めにもかかわらず、宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等の適切な対応を行うこと

#### ④ 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること（捜査関係事項照会書の交付がない場合であっても、個人情報保護法第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はないものと解する）

### 3. 1. 6 非常時の対応

クルーズ船は、SOLAS 条約等の安全基準に基づいて、船舶の構造、設備、船上で行われるべき措置、安全運航の管理などがなされている。

ホテルシップ事業では、クルーズ船を長期係留するため、これらに加え、地震、津波、台風等の災害時や火災、事故、病人等の発生時への対応体制を事前に構築しておく必要がある。

#### (1) 地震、津波、台風等による大規模な災害発生に備えた対応

「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」や「船舶運航事業者における津波避難マニュアル作成の手引き」を参考に自然災害時の対応を検討しておく必要がある。

##### 1) 地震、津波、台風等による大規模な災害発生に備えた対応

2. 4 (3) のとおり、港長等から発出される命令・勧告に従う必要がある。

船社は、ホテルシップに供するクルーズ船は長期係留するものであることを鑑み、係留状態における船舶への津波、台風、発達した低気圧の影響等を以下の手順により事前に確認し、港湾管理者、港長等（海上保安部署長）、その他税関、出入国在留管理庁、検疫所、水先人会などの関係者とも自然災害時の対応について、港外退避等の対応方法や判断の時期等について協議しておく必要がある。

○係留状態における船舶への津波、台風、発達した低気圧の影響の検討手順

- ・係留バース付近の津波、台風、発達した低気圧の予想（水位上昇・下降量、水流の向き・速さ、風向・風速等）を確認
- ・バース水深、バース天端高さ、船舶喫水、係留索数（取り方）、索の破断荷重を確認
- ・岸壁への乗り上げや船底接触及び係留力と流圧、風圧等の関係を計算
- ・その結果をもとに本船へ影響の程度を検討

○その他災害時の港外退避等に備えて確認すべき事項

- ・橋を通航する際の潮の干満等、エアドラフトに伴う通航制限の確認
- ・港外退避する場合のC I Q手続き手順等の確認

##### 2) 安定した係留が可能な施設

ホテルシップに供するクルーズ船の係留力と流圧、風圧の関係を踏まえ、係留索の配置、必要な係船柱の数量や係船柱に作用する牽引力を検討し、安定した係留が可能なようにする必要がある。不足分については、整備を行い対応する。

また、災害発生時には、綱取り要員の確保が難しいことを念頭に対応を検討する必要がある。

##### 3) 自然災害発生時のホテルシップ利用客等への対応

自然災害発生時には、船外にいるホテルシップ利用客や乗員、従業員については、安全な場所に避難させる必要がある。そのため、当該ふ頭周辺の避難施設等を周知させる必要がある。

また、災害発生後に帰船できない可能性があるため、陸側に避難したホテルシップ利用客をどこで受入れるか、帰船できなかった場合の免責事項等を取り決めておく必要がある。

## **(2) 火災や事故、病人等の発生時への対応**

### **1) 火災等の災害時の対応**

係留中の船舶における火災等の災害の対応については、自治体によって地域防災計画で定められている場合がある。係留中の船舶で火災が起こった場合、消火活動は消防機関の分担となっているが海上保安部も相互に協力することになっている。連絡協力体制や情報受伝達体制が整理されているため、関係者とホテルシップ実施時の対応について事前に確認しておくこととする。

また、ホテルシップ実施事業者と港湾管理者、船社、自治体、海上保安部、警察・消防等などが連携した「共同防災訓練」の実施により、津波等の災害や船内での火災発生を想定した救助訓練等を行うことも考えられる。

### **2) 事故、病人等の発生時の対応**

事故、病人等の発生時の対応については、ホテルシップ利用客へのクルーズ船内での医療サービスの提供は難しいことから、地元の病院へ搬送する必要がある。

### 3. 2 ホテルシップ運営に係る調整

#### (1) 入出港・係留に係る調整

##### 1) 既存岸壁利用者との調整

ホテルシップ事業においては、クルーズ船を長期間係留するため、既存の岸壁利用者を含む港湾関係者（他の船舶、港湾ユーザー等）との事前調整が必要となる。

<岸壁利用者との調整先>

船社 / 船舶代理店 / 荷主企業 / 関連団体 等

##### 2) 関係機関との調整

ホテルシップの運営には、通常のクルーズ船の受入時に行う各関係機関の業務のほか、長期係留やホテルシップの運営に伴う各関係機関の業務が発生することが想定される。そのため、ホテルシップ運営時の各関係機関の役割や業務の実施体制について、関係機関内で調整を行う必要がある。

表 港湾側の関係機関と調整事項

関係機関	調整事項(主なもの)
港湾管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入港予定・バース予約</li> <li>・係留施設使用許可申請</li> <li>・保安確認書の取り交し</li> <li>・船舶運航動静等通知(航路・タグ・綱取り)</li> <li>・渡船橋使用許可申請</li> <li>・シャトルバス申請</li> <li>・港費減免/助成申請</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>
ふ頭・ターミナル管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターミナル施設使用許可申請</li> <li>・X線・金属探知機使用許可申請</li> <li>・ふ頭車両乗入許可申請</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>
水先人会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット手配</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>
海上交通センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航路通報</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>
海上保安部署/港長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶保安情報通報</li> <li>・入出港届</li> <li>・(錨泊する場合)停泊場所指定願</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>
運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶油濁損害賠償保障契約情報の通報 等</li> </ul>
税関(監視部)[C]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入港検査</li> <li>・出入国検査(外国製品等持出申告,乗客の携帯品検査)</li> <li>・船陸交通許可申請</li> <li>・船用品積込申請</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>
出入国在留管理庁[I]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗員上陸許可申請</li> <li>・乗客の出入国審査</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>
検疫所[Q]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直入時の検疫(検疫前情報の提出,無線/普通検疫)</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>

動物検疫所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗客・乗員の携帯品検査(対象物品リストの提出)</li> <li>・船用品検査(内変時)</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>
植物防疫所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗客・乗員の携帯品検査</li> <li>・船用品検査(内変時)</li> <li>・災害時の対応 等</li> </ul>

## (2) ターミナル施設設置に係る調整

ホテルシップ事業の実施には、チェックインフロントやホテルシップ利用客等の配置スペースが必要となる。ホテルシップとして活用するクルーズ船を係留する岸壁の背後用地の利用者との事前調整が必要となる。

<関係者>

港湾運送事業者 / ターミナル管理者・倉庫・上屋事業者 / 関連団体 等

(参 考)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係省庁等連絡会議 クルーズ船のホテルとしての活用に関する分科会（ワーキンググループ）構成員

○座 長

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 企画・推進統括官

○構 成 員

(政府関係機関)

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部参事官

消防庁予防課長

法務省入国管理局入国在留課長

財務省関税局監視課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国土交通省海事局外航課長

国土交通省港湾局産業港湾課長

観光庁参事官（産業政策担当）

海上保安庁交通部航行安全課長

(自治体（港湾管理者）)

全国クルーズ活性化会議

(クルーズ船社)

日本外航旅客船協会

外航船舶代理店業協会

(旅行代理店)

日本旅行業協会

全国旅行業協会

○オブザーバー

(自治体（港湾管理者）)

東京都

千葉県

川崎市

横浜市

(クルーズ船社)

カーニバル・ジャパン

コスタ・クルーズ 日本支社

ロイヤルカリビアン・インターナショナル 日本総代理店(株)ミキ・ツーリスト

スター・クルーズ 日本オフィス

(株)MSCクルーズジャパン

ノルウェー・ジャンクルーズラインホールディングス 日本オフィス  
(旅行代理店)

KNT-CTホールディングス

JTB

東武トップツアー

(2020年東京大会主催者)

東京都オリンピック・パラリンピック準備局

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

○事務局

国土交通省港湾局